免許法認定講習通信教育講座-聴覚障害教育領域-

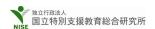
聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

聴覚障害教育における 指導の実際 I (国語科)



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:山本 晃)

1



みなさん、こんにちは。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の山本晃です。

これから、「聴覚障害教育における指導の実際 I (国語科)」について説明致します。

本講義のポイント

- 1. 聴覚障害のある児童生徒の国語科における 指導上の課題について理解すること
- 2. 聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や指導の工夫について理解すること

2



本講義のポイントは、次の二つです。

一つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導上の課題に ついて理解することです。

二つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や指導の工夫について理解することです。

本講義の内容

- I 聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導 上の課題
- 1. 特別支援学校(聴覚障害)における国語科指導の現状
- 2. 授業でみられる読みの困難さ
- Ⅲ 聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における 配慮事項や指導の工夫
 - 1. 学習指導要領に示された教科指導上の配慮事項
 - 2. 聴覚障害に対応した指導の工夫

皿 まとめ

3



では、本講義の流れについてお話します。本講義では、主に二つのことを学んでいきます。

一つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導について、国立特別支援教育総合研究所が、特別支援学校(聴覚障害)を対象として実施した調査研究に基づき、現状を説明します。また、指導上の課題として、実際の授業でみられる学習上の困難さについて、読むことの領域を中心に説明します。

二つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や 指導の工夫について、学習指導要領や国立特別支援教育総合研究所が 行った研究結果を基に説明します。

最後に、本講義のまとめを行います。

I 聴覚障害のある児童生徒の 国語科における指導上の課題

4



それでは、聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導上の課題について説明します。

【出典】

平成29年度経年調査

「聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

5



聴覚に障害があると、周囲の音や音声を十分に聞き取ることができないため、話し言葉である音声言語の獲得や、音声によるコミュニケーションが 困難になります。

手話を用いてコミュニケーションをしたり、物事を考えたりすることもありますが、国語科をはじめとする教科学習を行うためには、日本語を読んだり書いたりする指導をする必要があります。

そこで、まず、特別支援学校(聴覚障害)における国語科指導の現状について、スライドに示した、国立特別支援教育総合研究所が実施した調査研究に基づき、お話します。

国語科の授業で使用されているコミュニケーション手段

小学部N=155、中学部N=120、高等部N=99(複数回答、数値は%)

	聴覚 口話	手話付き スピーチ	日本 手話	筆談	キュード スピーチ	指文字	その他
小学部	60.0	87.1	8.4	38.7	10.3	70.3	22.6
中学部	55.0	87.5	14.2	50.0	4.2	67.5	10.0
高等部	60.6	94.9	6.1	45.5	0.0	73.7	5.1

アンケート調査におけるコミュニケーション手段の説明

- ◆ 聴覚口話…読話・発話と聴覚活用を中心とするコミュニケーション
- ◆ 手話付きスピーチ…発話を主として日本語コードの手話を同時表現するもの
- ◆ 日本手話…音声日本語とは異なる言語構造や統語規則を持ち、日本で用いられる手話
- ◆ 筆談…黒板や模造紙、画用紙、メモ帳等に語句や文・文章を書いて伝える(<u>本調査では</u> 板書や絵を描くのも含む。)
- ◆ キュードスピーチ…ロ形に子音部の弁別を中心とするキューサインを組み合わせたもの
- ◆ 指文字…一つ一つ手指の形で日本語の音を表したもの。
- ◆ その他…絵カード、身振り、発音サイン等

この調査は、特別支援学校(聴覚障害)95校にアンケートを行ったものです。

スライドには、国語科の授業で使用されているコミュニケーション手段の使用状況をまとめています。小学部から高等部まで、国語科の授業をしているとき、どのようなコミュニケーション手段を用いているかを尋ね、あてはまるものを複数選択してもらいました。この結果、いずれの学部においても、最も使用割合が高かったのは、手話付きスピーチでした。

手話付きスピーチというのは、スライドに示したように、日本語を話しながら手話を用いるものです。

聴覚口話とは、補聴器や人工内耳を用いて聴覚を活用し、話し手の表情 や口の動き、前後の文脈などからその内容を理解したり、発話したりするも のです。

日本手話は、日本語とは異なる独自の構造や規則をもつものです。

筆談は、通常、紙などに書いて伝え合う方法ですが、この調査では、授業中のコミュニケーションの実態を把握するため、板書や短冊などに書くことも含めて聞くことにしました。

キュードスピーチというのは、日本語の母音の五つの口形「ア・イ・ウ・エ・オ」に子音をあらわすキューサインを組み合わせて発話するもので、発話する音をキューサインによって見えるようにしたものです。

指文字は、一つ一つ手指の形で日本語の音を表したものです。

その他は、補助的な手段として、絵カードや身振り、発音サインなどです。

この調査は複数回答であることから、ただ一つのコミュニケーション手段を用いているということではなく、教える場面や内容によって、様々なコミュニケーション手段が使われているものと考えられます。

国語科の授業で比較的多く活用※されている教科書等の教材

検定教科書、市販のワークブックや漢字ドリル、日本語指導用教材、 小学部 国語辞典・漢和辞典、手話辞典、言葉絵辞典、図鑑、絵本、写真、

国語辞典・漢和辞典、手話辞典、言葉絵辞典、図鑑、絵本、写真、

カレンダー、絵日記、インターネット上のWeb情報

中学部 検定教科書、市販のワークブックや漢字ドリル、国語辞典・漢和辞典、手話辞典、写真、インターネット上のWeb情報

--- 検定教科書、市販のワークブックや漢字ドリル、国語辞典・漢和辞

高等部 典、手話辞典、写真、新聞、インターネット上のWeb情報

※ 25の教材について、「よく使う」、「時々使う」、「使わない」からそれぞれ一つ選択してもらった。 「よく使う」又は「時々使う」を選択した回答割合が70%以上であったものを表にしたもの。

教師が手を加えたり、自作したりしている教材(小~高等部)

写真、動画、インターネット上のWeb情報、日本語指導用教材、新聞、市販の ワークブックや漢字ドリル、検定教科書など

7



次に、国語科の授業で、比較的多く活用されている教科書などの教材についてお話します。教科書や国語辞典など、25の教材について、それぞれ「よく使う」、「時々使う」、「使わない」から、あてはまるもの一つを選択してもらいました。

回答数に対し、「よく使う」と「時々使う」を選択した回答割合が70%以上であったものを表に挙げています。

いずれの学部も、検定教科書や市販のワークブックや漢字ドリル、国語辞典等を中心に使用しています。

小学部では、言葉絵辞典や図鑑、絵本などが選択されており、教科書に登場する言葉の意味を、絵などを手掛かりにして理解を促している指導をしていることが窺えます。

高等部では、新聞の使用が増えており、すべて文字で書かれたものが教材になっていることが窺えます。

また、既存の教材に教師が手を加える、あるいは、自作している教材を尋ねたところ、様々な教材が挙げられました。日本語指導用教材や検定教科書などが挙げられており、児童生徒の言語発達や言語力等の実態に応じて教材を工夫していることが窺えます。

教材を加工又は自作する観点 小~高等部(記述による回答を分類)

【情報保障を目的とした加工又は自作】

例) 教材文に読みがなを書き加える 手話DVD(教材文を教師が手話表現したものを録画)

8



次に、教師が、手を加えたり自作したりしている教材と、主な使用目的や使用場面について、記述回答してもらったものを紹介します。小学部から高等部まで、合計176の回答がありました。そして、教材の使用目的を中心に分類してみました。

まず、児童生徒に対する情報保障を目的とした加工又は自作教材があります。 聴覚に障害のある児童生徒の場合、周囲の音声が聞こえにくい、聞こえない状態で育ちます。そのため、身の回りにある様々な書き言葉を目にしていても、その読み方を知らなかったり、誤った読み方を覚えていたりすることがあります。そこで、教材文に読み仮名を書き加え、目にすることができるようにしておくというものです。

また、教材文を教師が手話表現した動画は、教材文に書かれている内容をイメージしたり、あらすじをつかんだりする際に活用されています。その後、教材文で使われている言葉や文などに注目し、読み取りを進めていくものです。

【聴覚障害による言語発達の遅れ等への対応を目的とした加工 又は自作】

- ◆ 漢字の読みや語彙の定着を意図したもの例) 言葉・漢字プリント(意味、用例、反対語や類義語をまとめる)四字熟語ノート、敬語ノート
- ◆ 教科書本文の内容理解を促すことを意図したもの 例) 写真、絵、紙芝居、ペープサート、動画など
- ◆ 教科目標を達成することを意図したもの 例) 毎時間のワークシート、出来事や心情を読み取るため の表や図、感想文や作文集など
- ◆ 教科に関連する言語習得と言語概念の形成を意図したもの例) 文法や文型を学習するプリント、短作文ノート、読解プリント、品詞カード、動詞活用一覧表など 9

二つ目の使用目的は、児童生徒の言語発達の遅れ等への対応を目的としたものです。スライドに示したように、漢字の読みや語彙の定着を意図した教材、教科書本文の内容理解を促すことを意図した教材があります。

また、毎時間の授業で使うワークシートなど国語科の目標を達成するための教材があります。

さらに、国語で指導している単元や題材に関連する言語を習得したり、言語概念の形成を意図したりした教材があります。

学習評価で用いている教材 小~高等部(記述による回答を分類)

【単元のまとめや本時の学習評価で活用するもの】

例) 自作テストやプリント(本時又は単元のまとめや振り返り)、児童生徒 の作文や発表(録画)、授業のワークシートなど

【国語科に関連する言語事項に関する評価で活用】

例) 文法ドリルやテスト、短文の読み書きテスト、品詞カード など

【学年のまとめ・全体的な傾向を把握するためのもの】

例)標準化された日本語理解テスト、言語発達検査、読書力診断検査、 標準学力検査など

10



次に、学習評価をする際に用いている教材について、市販のテスト以外に活用しているものを、使用目的の観点から分類してみました。

- 一つ目は、単元のまとめや本時の学習評価をするための教材があります。教師の自作テストのほか、作文や発表など、児童生徒の学習の結果を評価に活用している事例も見られます。
- 二つ目は、国語科に関連する言語事項を評価するための教材です。文法 事項や読む力、書く力などのテスト結果を評価に活用している事例が見ら れます。
- 三つ目は、学年のまとめや児童生徒の国語に関する全体的な傾向を把握するためのテストや検査などです。特に、聴覚障害児童生徒の場合は、言語発達や日本語の理解、読書力などを、授業の評価と併せて行っている事例が見られました。

以上、特別支援学校(聴覚障害)における国語科指導の現状を調査結果 に基づきお話しました。

【出典】

平成25年度予備的·準備的研究

「聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究~専門性の継承、共有を目指して~」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

平成26~27年度専門研究B

「聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に資する実践的研究~教材活用の視点から専門性の継承と共有を目指して~」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

11



それでは、2では、スライドに示した二つの研究に基づき、特別支援学校(聴覚障害)の国語の授業でみられた学習上の困難さについて、「読むこと」を中心にお話します。

聴覚障害児にとっての教材文の読みの困難さ ~小学部 物語文·説明文の授業から~

- ① 抽象的な言葉の理解(例「くらし」、「さぐる」など)
- ② 教材文で用いられる言葉の意味と一般的な意味とが異なる場合の意味理解(例 「つむ」など)
- ③ 倒置法や体言止めで表現された文から、主述や動作、出来事を正しく読み取ること

12



この研究では、いくつかの特別支援学校(聴覚障害)に研究協力を依頼 し、小学部国語の物語文、説明文を扱った授業を分析しました。実際の授 業づくりや、当日の児童の反応を基に、教材文のどのようなところが聴覚障 害児にとって難しいのかを検討しました。

一つ目の困難さとして、抽象的な言葉の理解が挙げられます。一年生の 説明文で、消防車やごみ収集車など、暮らしを守るための車を取り上げた 教材文があります。「くらし」という抽象的な言葉の意味は、実物や写真で示 すことができません。食事や遊び、買い物など、様々な場面を取り上げ、児 章がその言葉に対するイメージをもつことができるような指導が必要です。

二つ目の困難さとして、その教材文で用いられる言葉の意味と、一般的な意味と異なる場合の意味理解が挙げられます。例えば、「ごみ収集車がごみをつむ。」の「つむ」の意味です。子供にとっては、「つむ」は、積み木や荷物を積む、積んだら高くなるというイメージのものです。しかし、ごみ収集車の「つむ」は、ごみを積み上げるのではなく、中に押し込んでいくという意味で使われます。このため、子供の知っている言葉のイメージや概念を広げていくための指導や配慮が必要です。

三つ目は、倒置法や体言止めなどで表現された文を読み、主述や動作、 出来事を正しく読み取ることです。「誰が、何を どうした。」といった繰り返し 使い慣れている文とは異なり、語順が変わるため、助詞を手掛かりにして読むといった正しい方略を用いて読むことを指導したり、倒置法にした文と、していない文を比較して、意味は同じだが、与える印象が変わることを実感させる指導をしたりする必要があります。

聴覚障害児にとっての教材文の読みの困難さ ~小学部 物語文·説明文の授業から~

- ④ 主語が省略された文から主述を正しく読み取ること
- ⑤ 複文から主述を正しく読み取ること (例 兄弟がいなくなったので、〇〇はさびしくなっ た。)
- ⑥ 能動文と受動文からそれぞれの動作者と動作の意味 を正 しく読み取ること (例 さかなたちは、大きなマグロに食べられた。)

13



四つ目は、主語が省略された文から、主述を正しく読み取ることです。実態に応じて、省略された主語を書き加える配慮をしたり、主語を探す際は、助詞を手掛かりにしたりするなど、読み取りの方略を指導するといったことが必要です。

五つ目は、複文から主述を正しく読み取ることです。例えば、「兄弟がいなくなったので、〇〇はさびしくなった。」の文は、「兄弟がいなくなった」と「〇〇はさびしくなった」の二文で構成されており、それぞれ、「兄弟」が主語で「いなくなった」が述語、「〇〇」が主語で「さびしくなった」が述語になります。聴覚障害のある児童の中には、文の始めに出てきた人や物が主語であると誤って理解している場合があります。すると、いなくなったのも、さびしくなったのも「兄弟である」と読み取ってしまうことが予想されます。主語が省略されている場合は、より誤りやすくなります。このため、複文を短文にして分解してみせたり、主述の対応がしやすいように線やしるしをつけたりする配慮を行うことや、教材文の指導を行う前に、自立活動の時間で文型指導をすることが必要です。

六つ目は、能動文と受動文のそれぞれについて、主述を正しく読み取ることです。例えば、「さかなたちは、大きなマグロに食べられた。」は、受動文ですが、聴覚障害のある児童の中には、「さかなたちが主語になる。主語は動作をする人のこと。だから、食べたのはさかなたち。」と誤った理解の仕方をしている場合があります。日常生活で様々な音声を聞き取ることに困難があるため、動詞の活用により、意味が変わることを、体験的に学ぶ機会が少なくなります。このため、能動文に比べ、受動文の正しい読み取りが難しくなります。このような場合は、動作化やペープサートを用いて、だれが動作者

で、どのような動作をしたのかのイメージをもたせたる配慮をすることや、⑤と同様事前に自立活動の時間に受動文の指導をしていくことが考えられます。

聴覚障害児にとっての教材文の読みの困難さ ~小学部 物語文·説明文の授業から~

- ⑦ 使役文から動作者と動作の意味を正しく読み取ること (例 子ぎつねは、母ぎつねに さかなを たべさせた。)
- ⑧ 助詞に基づいて主述や動作の方向を正しく読み取ること
- ⑨ 動詞の活用に基づいて動作や事象を正しく読み取ること
- ⑩ 新しく知った語句の意味を正しく理解すること (例「くらい うみの そこ」)



14

七つ目は、使役文を読み、動作者と動作の意味を正しく読み取ることです。例えば、例の「子ぎつねは、母ぎつねに さかなを たべさせた。」の文では、主語は子ぎつねで、魚を食べたのは母ぎつねです。しかし、能動文と同様に、主語が動作をするものと思い込み、魚を食べたのは子ぎつねだと誤って読み取る場合があります。日常生活では、母親が子供に物を食べさせるので、児童の生活経験から類推して食べたのは子ぎつねだと理解してしまうこともあります。このような場合も文の意味をイメージさせるような配慮や文型指導が必要です。

八つ目と九つ目は、助詞や動詞の活用に基づいた読み取りです。主述や動作者、動作の意味は、助詞や動詞の活用に基づいて読み取るものですが、聴覚障害のある児童の場合、語の並び順や生活経験を手掛かりにして文を理解することもあるため、読み取りのための正しい方略を指導したり、ある程度自力で読み取れるように文を書き換えたり、イメージをもたせる配慮をしたりする必要があります。

十番目は、言葉の意味理解です。例えば、「くらい うみの そこ」という文の「底」を、指示語の「そこ」だと思ってしまう場合があります。日本語には、同音異義語も多いため、教材文で用いている意味を確認したり、知らせたりする必要があります。

聴覚障害児にとっての教材文の読みの困難さ ~小学部 物語文·説明文の授業から~

- ① 複数の視点から書かれている文章、視点が途中で変わる文章
- ② 文章構造の種類により理解のしやすさが異なる 例 説明的文章の構造

低学年・・・問い → 答え、問い → 実験・観察 →結果

中学年・・・説明 → 問い → 説明 → 筆者の考え

③ 教材文で扱う出来事や話題が、児童に馴染みのないもの

15



十一番目は、複数の視点から書かれている文章や視点が途中で変わる 文章の読みのことです。例えば、「ごんぎつね」には、「ごん」の視点で書か れた段落と、「兵十」の視点で書かれた段落があります。誰の視点で書いて いるのかを踏まえないと、文章の意味や筆者の意図などを読み取ることが できません。このような場合は、文中に明記されていない書き手や視点を示 すカードや掲示物、ペープサートを見せる配慮をする必要があります。

十二番目は、文章構造の種類によって理解のしやすさが異なるということです。同じ説明的文章であっても、低学年で扱った文章構造から徐々に複雑な構造になっていきます。このため、段落相互の関係を正しく把握し、筆者の意図や主題を読み取ることができるよう、文章構造を示した図を提示しておき、今読んでいる段落がどこに位置づくのかを意識させたり、段落相互の関係を表す接続語にしるしをつけたりするなどの指導や配慮が考えられます。

十三番目は、教材文で扱う出来事や話題が児童に馴染みのないものです。教材文を読むためには、書かれている題材に関する知識が必要です。例えば、動物園の獣医の仕事を説明する文章では、動物や動物園に対するイメージや知識に加え、獣医の仕事に関する知識もある程度もっていないと、スムーズな読み取りが困難になります。このような場合は、単元の指導に入る前に、獣医や動物園の仕事に関する絵本を読み聞かせて、イメージをもたせたり、生活科でいろいろな仕事の一つとして取り上げてイメージをもたせたりするといった配慮が必要です。

以上、実際の授業で見られた読みの困難さについてお話しました。指導しようとする教材文で扱われている語句や文型、文章の構成、書かれている

出来事や話題など、様々な側面において、読みの困難さがあることをお話しました。 聴覚に障害のある児童といっても、一人一人実態が異なりますので、指導者は、日頃の学習や生活を通して、どのような読み方をしているのか、何を手掛かりに読み取っているのかなどを把握しておく必要があります。

国語科の「読むこと」の領域では、ここで紹介したことを参考に教材研究をしたり、 児童の実態把握をしたりすることが大切です。また、「話すこと・聞くこと」「書くこと」 といった他の領域についても、日々の授業で見られた困難さを記録しておくことで、 その後の指導に生かしていただきたいと思います。

編成した教育課程に基づいて使用するもの

- 小学校に準ずる教育課程の場合
 - ⇒ <u>検定教科書</u>又は<u>文部科学省著作の教科書</u>を使用 (学校教育法第34条)

特別支援学校(聴覚障害)用「国語」(小学部の各学年) 特別支援学校(聴覚障害)用「国語 言語編」(中学部)



日常生活や教科学習、社会生活等で必要な国語(日本語)を 学習するための教科書

16



次に、聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における実態把握の視点 や必要な指導事項を考えるにあたり、特別支援学校(聴覚障害)で使用する 教科書について、お話します。教科書は、編成した教育課程に基づいて使 用するものです。

例えば、小学校に準ずる教育課程を編成した場合は、学校教育法第34条の規定が準用され、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、すなわち検 定教科書、又は文部科学省が著作の教科用図書を使用します。

聴覚障害教育においては、文部科学省が著作の特別支援学校(聴覚障害)用の教科書が、国語と音楽で作成されています。

国語の教科書は、日常生活や教科学習、社会生活などで必要な国語、すなわち日本語を学習するためのものです。聴覚に障害がある場合、日本語の習得に関して特別な指導が必要であることから、「国語」の検定教科書に併せて、特別支援学校(聴覚障害)用「国語」の教科書が無償給与され、自立活動の時間などで用いられています。

これらの教科書に合わせて、教師用指導書も発行されています。

Ⅱ 聴覚障害のある児童生徒の 国語科指導における配慮事 項や指導の工夫

17



次にII.聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や指導の工夫についてお話します。

【出典】

「特別支援学校幼稚部教育要領小学部·中学部学習指導要領」 平成29年4月 P78.79 「特別支援学校学習指導要領(高等部編)」 平成31年2月 P31

18



まず、学習指導要領に示された教科指導上の配慮事項について、お話します。

スライドに示した特別支援学校学習指導要領では、教科指導における障害種ごとの配慮事項について規定しています。

ここでは、小学部・中学部を中心に取り上げてお話します。

聴覚障害のある児童生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきこと

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについて的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指 文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いな どの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝 達が行われるよう指導方法を工夫すること。

「特別支援学校幼稚部教育要領小学部·中学部学習指導要領」 平成29年4月 P78.79



19

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、第2章各教科第1節小学部において聴覚障害のある児童に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきことをスライドのように示しています。次の内容は中学部においても同様に配慮するように記されています。

- (1)では、国語科の教材文を理解するために、必要な語句や文の意味、教材文で扱う題材に関する知識といった言語概念の形成を的確に図ることが示されています。また、発達段階に応じた思考力の育成を図ることとは、国語科の場合は、書かれてある言葉を手掛かりに登場人物の気持ちや場面の情景、筆者の意図を考えるということです。このため、国語科で扱おうとする語句や文の意味について、児童が日常生活の中で、その言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているか、体験したことを言葉で表現できるのか、あるいは書かれた文を読み、自分の体験と結び付けて考えることができるのかなどを把握しておく必要があります。そして、必要に応じて、国語科だけではなく自立活動や他教科、学校生活の中で具体的な体験を通して言葉の理解を促したり、表現する場を設けたりすることが重要です。
- (2)では、児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫することが示されています。国語科の時間や生活全体を通して、読んでわかる経験や書いて伝える経験を多く持つことが必要です。そのためには、例えば、国語科で扱おうとする教材文を指導する前に、児童の読みの力に合ったあらすじを教師が自作したり、教材文の量や表現を児童の分かりやすい形に変えたりするなどの工夫が考えられます。読んだり書いたりする力は、「読んでわかったことなどを話す(あるいは書く)。」「話したことや考えたことをまとめて書く。」など、話す、聞く

- (あるいは見る)、読む、書くといった言語活動を組み合わせて繰り返し用いることで身に付いていくため、学習活動に意図的に位置付けることが重要です。
- (3)では、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することが示されています。例えば、授業でのやりとりでは、単に友達が何と言ったかを復唱するだけに留まらず、友達の発言はどのような内容であったのかを自分の言葉で説明する、自分の考えとの相違点を説明するといった場面を設けたり、友達の発言を聞いて自分はどう思ったかを述べる、自分の考えがどのように変わったのかを説明するといった場面を設けたりすることも重要です。

聴覚障害のある児童生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきこと

- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等 の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、 効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容 を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど 指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法 等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有 効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

「特別支援学校幼稚部教育要領小学部·中学部学習指導要領」 平成29年4月 P78.79

20



- (4)では、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすることが示されています。国語科では、読み取ったことを音読で表現したり、音読を聞いて書かれてあることの想像を膨らませたりします。聴覚障害児は、一人一人実態は異なりますが、補聴器や人工内耳を通して、間を取ることや声の大小、高低、リズムなどを聴取することが可能な子供もいます。こうした学びを支えるためにも、定期的な聴力測定や聞こえの点検などを大切にしたいものです。
- (5)では、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫することが示されています。例えば、小学部低学年の国語科で「登場人物のしたことを読み取る」ことに重点を置いた場合、「だれが、どうした。」を表す文に児童が注目するようなめあてや文型を提示する、主述の区別が付くように色分けした線を引く、登場人物のペープサートを動かす活動を取り入れるなどの方法が考えられます。学習指導要領に示された国語科の内容は、全ての児童生徒に指導するものとして位置づけられています。ここでいう指導内容の精選とは、指導すべき内容を削るという意味ではなく、国語科の目標を達成するために必要な学習内容や言語活動を精選するということです。単元全体を見渡し、児童生徒に何をどのように考えさせていくのかを明らかにしていくことが大切です。そのためには、発問のタイミングや問いかけ方を児童の実態に応じて吟味しておくことが大切です。
- (6)では、視覚的に情報を獲得しやすいような種々の教材・教具を工夫することが示されています。「I. 聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導上の課題」で紹介した調査結果でも、多くの教材が活用されていました。国語科においては、教材文で扱っている題材や話題に関する知識、古

典を読む際に必要な史実などを資料や動画、写真等で伝える工夫がされていました。

聴覚障害のある高等部生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきこと

- (1) 生徒の興味・関心を生かして、主体的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現 する力の育成を図り、主体的に情報を収集・獲得し、適切に 選択・活用する態度を養うようにすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指 文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話合いなどの 学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意思の 相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

「特別支援学校学習指導要領(高等部編)」 平成31年2月 P31

21



このスライドは、高等部生徒に対する配慮事項です。

聴覚障害のある高等部生徒に教科学習を行うに当たり、特に配慮すべきこと

- (4) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等 の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効 果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 生徒の言語力等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

「特別支援学校学習指導要領(高等部編)」 平成31年2月 P31

22



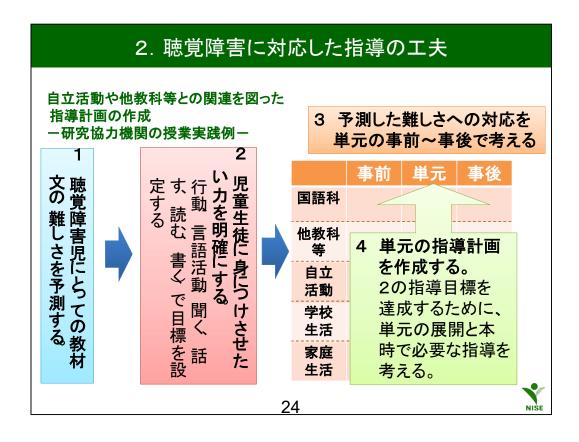
基本的には、小・中学部と共通した観点で配慮事項が示されています。

2. 聴覚障害に対応した 指導の工夫

23



次に、聴覚障害に対応した指導の工夫について、お話します。



先ほど、実際の授業で見られた読みの困難さと、必要な指導や支援について、お話をしました。ここでは、指導の工夫について、「指導計画の作成の在り方」と「教材の工夫」の2点を中心にお話します。

はじめに、指導計画の作成の在り方について、お話します。研究協力機関の授業実践を通して、聴覚障害のある児童生徒の、国語科指導計画を作成する上で重視すべきポイントをスライドに示しました。

一番目に、これから指導しようとする教材文には、児童生徒にとってどのような難しさがあるのかを予測することが求められます。先ほどお話した読みの困難さを参考に、教材文で扱っている話題や題材、語句や文型、文章構造などを児童生徒の実態と照らし合わせることが大切です。

二番目に、これから指導しようとする教材文を含む単元の指導目標を設定します。その際、単元を通して児童生徒に身に付けさせたい力を明確にすることで、必要な精選や重点化を図ることができます。

三番目に、1で予測した読みの難しさへの対応を考え、いつ、どの場面で 指導するのかを検討します。また、国語科で学習したことを生活や他の教科 でも活用していくことも大切です。スライドには、単元の事前から事後に至る まで、また、国語科のほか、自立活動、他教科等、学校や家庭での生活と いった場面も設けています。国語科を中心に、自立活動や他教科等との関 連をもたせた指導を考えていきたいものです。

四番目に、単元の指導計画を作成します。2で考えた身に付けさせたい力をはぐくむため、単元の展開と各時間のねらい、必要な指導を考えていきます。それでは、1から4まで、もう少し詳しく説明していきます。

2. 聴覚障害に対応した指導の工夫

実態把握ー収集する情報とその活用ー

【学級の実態】

児童生徒間のコミュニケーション手段、児童間でやり取りできる 内容、個人差の大きさに影響する要因(教育歴、言語力、言語 を活用する環境など)、学習意欲、児童生徒間の人間関係など

【個々の児童の実態】

聴力レベル、聴覚活用の状況、コミュニケーション手段、語彙数、 言語活動(聞く、話す、読む、書く)の状況、国語科で身に付け てきた力、学習意欲、題材に関する興味・関心など

教師が把握した実態

1 聴覚障害児にとっての読みのむずかしさを予測する

1

25

はじめに、これから指導しようとする教材文には、児童生徒にとって、どのような難しさがあるのかを予測します。そのためには、聴覚障害のある児童生徒の実態把握をする必要があります。小学校等の国語科指導における実態把握の視点に加え、児童生徒間のコミュニケーション手段、聴力レベル、聴覚活用の状況などのような実態把握が必要です。聴覚障害のある児童生徒の国語科指導の場合、話し合い活動を支えるコミュニケーションの状態や言語発達等の個人差の程度などは重要です。

また、一人一人の実態を把握する際は、聴覚障害の程度や、音や音声の 聴取に加え、言語活動の状況、国語科や自立活動等で身に付けてきた力 などを把握することが必要です。

2 児童生徒に身につけさせたい力を明確にする

授業実践例

小学部4年「アップとルーズで伝える」(光村図書 国語4年下はばたき)

題材の目標

(1) 工夫された説明の仕方に興味をもって読もうとすることができる。

(関心・意欲・態度)

- (2) 写真と文章を対応させ、中心となる語や文をとらえてアップとルーズの 特徴を読み取るとともに、筆者の・・・とらえることができる。(読む能力)
- (3) 文や段落相互の・・・・ことができる。(言語事項)(読む能力)
- (4) 読み取った事柄を・・・・ことができる。(書く能力)

本時(6/10時間)の目標

- アップの特徴を写真と対応させて進んで読もうとしたり、感じたことを発表したりしようとすることができる。
- 写真と文章を対応させ、中心となる文をとらえてアップの長所と短所を読み 取ることができる。
- 送り手の気持ちになり・・・・ことができる。

26 NISE

次に、単元を通して、児童生徒に身に付けさせたい力を明確にすること、 すなわち、単元の指導目標を明確にすることが重要です。研究協力機関に よる授業では、例えば、

「工夫された説明の仕方に興味をもって読もうとすることができる。」などのような目標が設定されていました。

これは、小学部4年生で扱う説明文の指導です。題材の目標とあるのは、 単元を通して身に付けさせたい指導目標です。また、本時の目標は、その 日の授業でねらうことです。目標を見てみると、何を手掛かりに、どうするの かといった具体的な目標が設定されています。このように、ねらいを明確に しておくことで、指導内容の精選や重点化が図られたり、必要な配慮や指導 を考えたりすることができます。

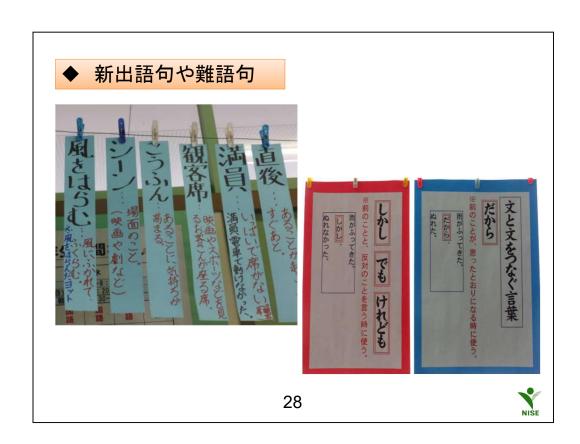
3 予測した難しさへの対応~事前指導~を考える 教師の意図 題材の目標を達成するために、本教材文をスムーズに読み進められるように しておきたい。 ~事前指導の場~ ~事前指導の内容~ **→**1)国語科 ◆ 新出語句や難語 2 他教科、道徳、特別活動 句 総合的な学習の時間など ◆ サッカーに関する ③ 自立活動 知識や言葉 ▶4) 教室環境の整備(既習事項の 掲示、図書コーナーなど) 報道に関する ⑤ 学校生活での取組 知識や言葉 (給食、休み時間、朝の会など) 6 家庭生活での体験、家庭学習 27

次に、「細かい部分の様子がよく分かるアップと広い範囲の様子がわかるルーズ」を扱った教材文の難しさに対し、予測し、どこで、何をどう指導するかを考えます。この授業では、事前指導の内容を三つ取り上げています。

まず、新出語句や難語句の指導です。国語の時間に、語句の意味調べと例文づくりをしました。「風をはらみ」「満員」「こうふん」などの言葉の意味調べをしました。国語辞典で、意味調べをするだけでなく、例文づくりを通して、言葉のイメージをもたせるようにしました。また、この説明文はサッカーを例に、アップとルーズを説明していますが、サッカーのルールや用語、国際大会に関する言葉や話題を朝の会、休み時間で扱うようにしました。

さらに、サッカーに関する知識や言葉は、体育の時間や自立活動、休み時間でサッカーをしたときに扱うよう、体育や自立活動の担当教員と打ち合わせました。そして、報道に関する知識や言葉は、総合的な学習の時間と関連をもたせ、調べ学習で写真撮影と説明文を書く活動を設定して取り組みました。このような、事前指導や他教科等と関連付けた指導を行ったことで、教材文の読みをスムーズに進めることができました。

なお、事前指導で活用した写真や新聞記事などは、教室に掲示しておき、 児童が学習中に見ることができるようにしていました。



スライドの写真は、言葉の意味調べをして、短冊にまとめたものを掲示している様子を表しています。児童は、自分のノートに意味や例文を書いていますが、授業中、随時言葉の意味を思い出したり、確認したりすることができるよう掲示しています。右側の接続詞の説明は、過去の学習で使用した教材を改めて掲示し、既習事項を思い出すことができるようにしたものです。

2の指導目標を達成するために、 単元の展開と本時で必要な指導を考える

≪題材全体を見通すための教材≫



例 文章構成図

29



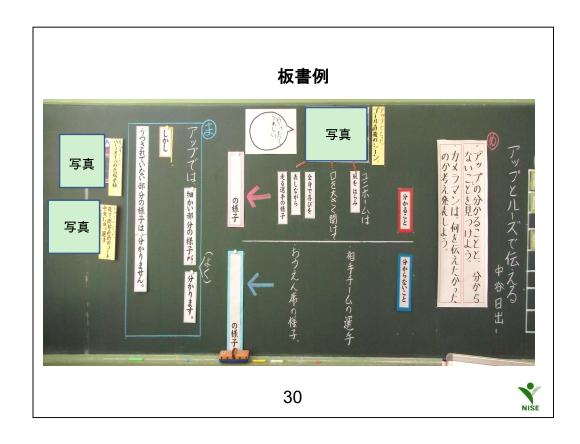
それでは、単元の指導、本時の指導について、紹介します。スライドの写真は、単元全体を通して活用するための教材です。「説明文の家」という名前の文章構成図です。指導者は、児童が低学年のときから国語の指導を受け持っており、以前からこのような文章構成図を活用してきました。

はじめは、教師が作成して、見せるようにし、4年生では、物語文や詩の 授業でも活用するなど、継続して使ってきたものです。児童もこの教材に慣れており、自力で文章を読む際、自ら「説明文の家」を用いて、段落同士の 関係を考えたり、段落のまとまりを考えたりするなど、文章の構成を考える 態度が育ってきたそうです。このような教材を使うことで、題材全体を見渡す ことができ、今日の授業は、全体のうちの、どの部分かを把握したり、次は 何を学習するのか見通しをもったりすることができます。このような教材は、 小学校でも用いられていますが、聴覚障害のある児童の場合、特に重要な ものと言えます。

示された言葉や文をしっかりと保持しすることができず、言葉で思考する 力が十分育っていない場合、このような単元全体を見通すことができる教材 は、大切な視覚情報となります。

また、教科書の本文を拡大したものを黒板に貼って授業を行う方法もあります。聴覚に障害がある児童生徒の場合、話し手に注目し、何と言っているのかを聞き取ることに集中しています。このため、手元の教科書を見ながら、教師の話を聞くことができません。したがって、教科書の本文を拡大して教室前方に掲示し、注目させたい箇所を知らせるようにすることは、特別支援学校(聴覚障害)ではよく行われていることです。文字を拡大した紙を貼る以外に、電子黒板で本文を提示したり、デジタル教科書の活用も考えられま

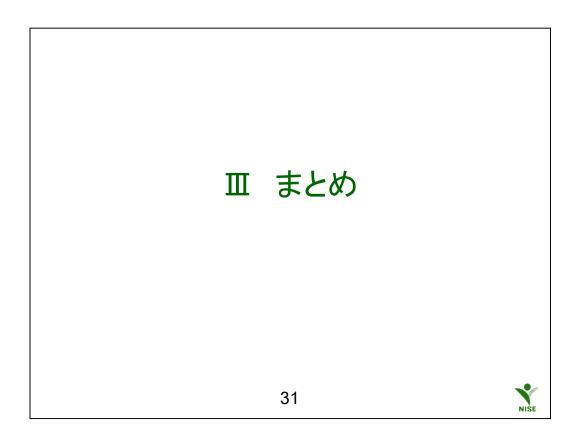
す。



この写真は、板書を撮影したものです。題材名、筆者、学習のめあてから始まり、最後はまとめが書かれています。また、既習事項は、黒板のわきに掲示し、児童が見て思い出しやすいようにしています。

学習のめあてを児童が自覚し、目的意識を持って読み進めたり、言葉を手掛かりに考えたりするためには、めあてを板書しておくことが聴覚障害児の場合、特に重要です。授業の途中で、めあてを目にすることで、解決目標を意識することができます。この授業では、板書と同じ構造のワークシートに児童が書き込むようにしていました。

最後に、まとめを書いておくことで、授業後も児童がワークシートを見て、 学習内容を思い出したり、復習したりすることができるようになっています。



それでは、本日の講義のまとめをおこないます。

本講義のまとめ

- 1. 聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導上の課題
- 2. 聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や指導の工夫

32



ポイントの一つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科における指導上の課題についてです。聴覚に障害があると、周囲の音や音声を十分に聞き取ることができないため、話し言葉である音声言語の獲得が困難になるため、国語科をはじめとする教科学習を行うためには、書き言葉を読んだり、書いたりする力をはぐくむ必要があります。国語科の指導においても、教材文で使われている語句や文型、文章の構成、書かれている出来事や話題など、様々な側面において、読みの困難さがあります。特別支援学校(聴覚障害)を対象とした調査から、授業の中で、多様なコミュニケーション手段を用いながら、語句やその意味、書いてある内容を理解していっていることがわかりました。

また、教材を活用する際は、聴覚障害に対する情報保障の視点、言語発達の遅れへの対応という視点で、既存の教材に手を加えたり、自作したりしていることも分かりました。

二つ目は、聴覚障害のある児童生徒の国語科指導における配慮事項や 指導の工夫です。小学部国語科の読むことに関する指導では、まず、児童 生徒にとって教材文のどこがどのように難しいかを予測する必要があります。

次に、単元全体を通して身に付けさせたい力を明確にしていきます。そして、予測した単元の事前に、必要な指導をどの場面で行うかを検討します。国語科の「読むこと」の指導では、教材文に出てくる新出語句や、理解が難しいと予想される語句、教材文で取り上げる話題に関する知識や語句を事前指導することが考えられます。そして、自立活動や他教科等、朝の会や休み時間などの学校生活の場で、指導したり話題にしたりして、語句や文を使ったりすることで、教材文の読みにスムーズに入っていくことが期待されます。教材文の指導にあたっては、聴覚障害に配慮し、授業中の児童生徒

とのやりとりが効率的に進むよう、教科書本文の拡大掲示、既習事項の掲示、学習のめあてや流れがわかりやすい板書などの工夫が大切です。

引用•参考文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育における 教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究」平成29(2017)年.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育における 教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究~専門性の継承、 共有を目指して~」平成25(2013)年.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育における 教科指導及び自立活動の充実に資する実践的研究~教材活用の視点 から専門性の継承と共有を目指して~」 平成28(2016)年.
- 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成29 (2017)年.
- 文部科学省「特別支援学校高等部学習指導要領」平成31(2019)年.
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」 平成30(2018)年.
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)」 平成31(2019)年.

33



本講義の引用・参考文献は、スライドに示したとおりです。

免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

聴覚障害教育における 指導の実際 I (国語科)

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:山本 晃)

34



以上で、「聴覚障害教育における指導の実際 I (国語科)」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者:山本 晃

読み上げ者:山本 晃

